



# 埼玉県報

第 2770 号  
平成 28 年(2016 年)  
2 月 5 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし（高齢者福祉課）

### 条例

- 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高齢者福祉課）

### 規則

- 行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則の一部を改正する規則（文書課）

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広聴広報課）
- 富士見都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 秩父都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- ときがわ都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 小鹿野都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 蓮田都市計画事業野牛・高岩土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 平成 20 年埼玉県告示第 1549 号の一部を改正する告示（建築安全課）
- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 33 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 県道東松山越生線の供用の開始（東松山県土整備事務所）

- 県道東松山越生線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道松戸草加線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 27 年度 2・3 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 技能教育のための施設の廃止（高校教育指導課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（高齢者福祉課）

### 一 趣旨

介護保険法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

### 二 内容

「地域密着型通所介護」（介護保険法第八条第十七項）の規定の追加に伴い、項ずれが生じるため、その整理を行う。

条例第十五条第三項及び第八十二条第一項中、「第八条第二十三項」等を、「第八条第二十四項」等に改める。

### 三 施行期日

平成二十八年二月五日

## 条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

第八十二条第一項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。



## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 募集種目

自衛官候補生（男子）

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

平成二十八年二月十五日（月）から平成二十八年三月四日（金）まで

#### 五 入隊時期（採用予定月）

平成二十八年三月末

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十八年三月六日（日）

平成二十八年三月七日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

#### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三）及び各地域事務所において受け付ける。

#### 八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階  
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一六一―六一五七)

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年一月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人N—l i f e
- 三 代表者の氏名  
櫻本 康洋
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市江面千九百九番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、多くの刑務所受刑者や矯正施設入所者を対象として、環境や秩序を守るために労働者派遣事業という形で労働環境及び住居などを提供し、受刑者たちが不純な生活から抜け出せるように支援し、再犯のない国づくりに努め、その中で社会や地域の為に貢献することで人と社会の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,250千部×12回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。

(7) 納入された「彩の国だよりの」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 山中・山本 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成28年3月23日（水）午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成28年3月18日（金）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額） $\times 2,250$ 千部 $\times 1.08 \times 0.05$

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額） $\times 2,250$ 千部 $\times 1.08 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年2月25日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成28年2月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成28年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,250,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m. 23, March, 2016. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 18, March, 2016)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十二号

平成二十八年一月十五日付け埼玉県告示第八十三号で告示した富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十三号

平成二十八年一月十五日付け埼玉県告示第八十四号で告示した秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十四号

平成二十八年一月十五日付け埼玉県告示第八十五号で告示したときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第百五十五号

平成二十八年一月十五日付け埼玉県告示第八十六号で告示した小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により蓮田都市計画事業野牛・高岩土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し新たに該部分について換地処分があったので、同法同条第四項の規定により、公告する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十七号

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第六号中「建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十」を「建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第五項」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気  
予定使用電力量11,314,600キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立春日部高等学校ほか32校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kasukabe High School including 32 other schools (estimated kW/h: 11,314,600 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

## 告 示

### 埼玉県告示第百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気  
予定使用電力量12,407,500キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立川越高等学校ほか35校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe High School including 35 other schools (estimated kW/h: 12,407,500 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

# 告 示

## 埼玉県告示第百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気  
予定使用電力量12,007,100キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立浦和高等学校ほか34校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Urawa High School including 34 other schools (estimated kW/h: 12,007,100 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気  
予定使用電力量11,456,900キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか32校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kumagaya High School including 32 other schools (estimated kW/h: 11,456,900 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気  
予定使用電力量7,668,200キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Hanawa Hoki'ichi School for the Visually Impaired including 33 other schools  
(estimated kW/h: 7,668,200 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

## 告 示

### 埼玉県告示第百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年二月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気  
予定使用電力量3,979,700キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成28年5月1日（日）から平成29年4月30日（日）まで

### (4) 需要場所

埼玉県立総合教育センターほか12施設

### (5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成28年2月8日（月）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階B02会議室 平成28年3月25日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成28年3月24日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成28年3月4日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければな

らない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Education Center including 12 other public facilities(estimated kW/h: 3,979,700 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, March 24, 2016

In person: 2:00 pm, March 25, 2016

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道東松山越生線
供用開始の区間	東松山市大字葛袋字山根乙八四五番一地先から同市大字下唐子字榎町八六番一地先まで
供用開始の期日	平成二十八年二月五日
備考	延長八〇一・五〇メートル

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

路線名	県道東松山越生線
供用開始の区間	東松山市大字葛袋字矢掛七〇七番一地先 から同市大字葛袋字矢掛五〇二番一地先 まで
供用開始の期日	平成二十八年二月五日
備考	延長二〇三・八九メートル

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也



<p>路線名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大字戸ヶ崎字大道西二二一 一八番三地先から 同市大字戸ヶ崎字大道西二二三 ○番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年五月十七日付 け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号における道路予定区域の一部供用開始である。延長六五・六〇メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路線名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大字戸ヶ崎字大道西二一 四四番一地从から 同市大字戸ヶ崎字大道西二一四 四番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十一年五月二十二日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十三号にお ける道路予定区域の供用開 始である。延長一五・七〇 メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>松戸草加線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市高州三丁目四五九番一地 先から 同市高州三丁目四五九番一地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十四年六月七日付け埼玉県告示第千百二十一号における道路予定区域の供用開始である。延長九・二〇メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年一月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二三一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年二月一日

川建セ第二七〇〇八〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字平沼字中千百六十一番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字平沼千百八十八番地三

木村 直彦

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年九月二十四日

指令川建セ第二七〇〇四九〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年二月一日

川建セ第二七〇〇八二号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用大平四百四十六番二

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市神明町二丁目百二十一番地一 ハイッハーモニーD棟二〇五号

加藤 道義

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

#### 一 許可番号

平成二十七年五月二十九日

指令川建セ第二六〇一二二一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年二月二日

川建セ第二七〇〇八一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番四

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市石原町二丁目二十八番地七シヤルム ドミールA―二〇二号室

大場 麻衣



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年二月五日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十四号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十八年一月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>入間市扇台六丁目八百二十五番七から 八百二十六番一十二まで</p> <p>入間市扇台六丁目八百二十九番九から 八百二十六番一十二まで</p> <p>入間市扇台三丁目七百二十番八から 七百二十番二十三まで</p> <p>入間市扇台三丁目七百二十番二十二から 七百二十番二十六まで</p> <p>入間市扇台一丁目七百七十七番三十一から 七百七十七番六十一まで</p> <p>入間市扇台二丁目千八百八十六番二から 千八百八十六番三まで</p> <p>入間市扇台二丁目千八百八十五番一から 千八百八十六番一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十六・四</p> <p>二十七・〇</p> <p>十九・六</p> <p>三十五・七</p> <p>四十二・一</p> <p>十六・〇</p> <p>九十六・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>九・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>四・〇</p>



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年六月三十日第九号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年二月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

取消番号	第十四号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの 年 月 日	平成二十八年 一月二十八日
指定の取消しに係る道路の位置	入間市扇台四丁目八百五十四番二から 八百五十五番一まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十四・四
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	九・〇

## 告 示

### 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

#### 一 許可番号

平成二十八年一月二十日

指令越建セ第二七〇〇四一号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年二月二日

越建セ第四四五―一号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島九百三十三番一、九百三十四番一、九百三十五番

一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
灯油 JIS 1号 181,600リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当  
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
  - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日  
平成 28 年 1 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社齋徳商店  
埼玉県羽生市中央四丁目 2 番 22 号
- 5 落札金額  
33.75 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成 27 年 12 月 18 日



# 告 示

## 埼玉県教委告示第六号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十八年二月五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 廃止する技能教育のための施設の名称

川越文化ファッション専門学校（埼玉県川越市通町十九番地七）

二 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

## 告 示

### 埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年二月五日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

#### 一 日時

平成二十八年二月十日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

- イ 県議会平成二十八年二月定例会提出予定案件について
- ロ 平成二十八年度埼玉県教育行政重点施策の策定について
- ハ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任免について
- ニ その他

# 告示

## 埼玉県選管告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団協友会 介護老人保健施設ケアセンター八潮	埼玉県八潮市鶴ヶ曾根千八百八十四番地四
病院	医療法人社団協友会 彩の国東大宮メデイカルセンター	埼玉県さいたま市北区土呂町千五百二十二番地
老人ホーム	社会福祉法人熊谷福祉の里 特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川	埼玉県桶川市坂田八百四十五番地一
老人ホーム (ユニット型)	社会福祉法人新生会 特別養護老人ホーム新生ホーム	埼玉県上尾市大字平方領領家二百十三番地一